

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																										
一	建設リサイクル法通知済証の提示	<p>受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手手帳に「建設リサイクル法通知済証」を提示し、工事しゅん工検査が終了するまで展示しておかなければならない。</p> <p>また、「建設リサイクル法通知済証」提示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン（建築工事編）」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日まで期間に発注者から支給することとする。</p>	<p>④製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、衛生上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの本質又は原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材、木質製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法性証明書も提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工、流通業者と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p>	<p>16. 建設機械等</p> <p>⑥排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土機機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要項（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.10国総第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公算項目「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明審査、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査発明により評価された排出ガス浄化装置を装着する等すること。排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場対策は施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>⑦低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省 平成13年4月9日告示）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場対策人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>⑧特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以上前同一特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用箇所の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>⑨不正給油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する給油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の機務課員が行う使用機器の採取調査に協力しなければならない。</p>																														
二	資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。	<p>(1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める令（昭30.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合は、（一財）日本建設情報総合センターの建設産物情報交換システム（以下「CORRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（昭30.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト、コンクリート塊、建設発生土、建設発生土、建設発生土又は建設発生土を工事現場から搬出する場合には、CORRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に提示（デジタルサインボードによる提示も可）すること。</p> <p>(4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画書を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。</p> <p>(5) 受注者は、工事完了後速やかにCORRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</p> <p>(7) 受注者は、CORRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーズン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p>	<p>① 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>なお、W10対象工事については、県内産資材を優先して使用しよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であること別を施工計画書に記載するものとする。また、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p>	<p>17. 遠隔臨場の試行</p> <p>⑩受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「當構工事の遠隔臨場に関する試行要項」に基づき遠隔臨場を実施することができる。</p> <p>⑪受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「當構工事の遠隔臨場に関する試行要項」に基づき遠隔臨場を試行しなければならない。</p>																														
三	受領書の交付	<p>受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p>	<p>② 県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>なお、W10対象工事については、県内産資材を優先して使用しよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であること別を施工計画書に記載するものとする。また、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p>	<p>18. 工事看板等</p> <p>⑫受注者は、本工事に於いて使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用しよう努めなければならない。県産木材を購入した場合は、工事完了後「任意取扱いにおける県内産木材購入実績報告書」を監督員へ提出し提出すること。</p>																														
四	再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等	<p>受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策方法の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</p> <p>また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p>	<p>③ 県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用しよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。</p> <p>なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>19. 仮設トイレ</p> <p>⑬受注者は、仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>・当初請負対象金額（設計金額）3千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（仮設トイレ）」を設置しなければならない。</p> <p>・当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事 原則として「快通トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（仮設トイレ）」を設置しなければならない。</p> <p>受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式としたトイレのこと。快通トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p>																														
五	建設発生土の運搬を行う者に対する通知	<p>受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p>	<p>④ アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト会社の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された資材を原則として使用しなければならない。</p>	<p>20. 設計変更箇所確認</p> <p>⑭設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p>																														
六	建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等	<p>受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書を記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p>	<p>⑤ 本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上り塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 繊維材、繊維材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可溶剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)。(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p>	<p>21. 工事検査及び技術検査</p> <p>⑮次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認められる場合は、一般入札工事に限り、これより少ないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>当初請負対象金額</td> <td>一般入札工事</td> <td>低入札工事</td> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事は、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事という。一般入札工事は、低入札工事以外の工事とする。</p> <p>⑯中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>⑰中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>⑱基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>⑳外装改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に關係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象金額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回															
当初請負対象金額	一般入札工事	低入札工事																																
3千万円未満	—	1回																																
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																
1億円以上	2回	3回																																
七	県産木材の原則使用	<p>(1) 受注者は、工事的目的及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>(a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す事項を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p>	<p>⑥ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理権を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>⑦ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発生した場合は、工事が進行済みであっても構造的な支障を命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>⑧ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書等を監督員に提出すること。</p> <p>⑨ 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>⑩ 試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	<p>22. 設計変更箇所確認</p> <p>⑭設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>⑮次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認められる場合は、一般入札工事に限り、これより少ないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>当初請負対象金額</td> <td>一般入札工事</td> <td>低入札工事</td> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事は、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事という。一般入札工事は、低入札工事以外の工事とする。</p> <p>⑯中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>⑰中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>⑱基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>⑳外装改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に關係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象金額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回															
当初請負対象金額	一般入札工事	低入札工事																																
3千万円未満	—	1回																																
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																
1億円以上	2回	3回																																
八	建設リサイクル法通知済証の提示	<p>受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手手帳に「建設リサイクル法通知済証」を提示し、工事しゅん工検査が終了するまで展示しておかなければならない。</p> <p>また、「建設リサイクル法通知済証」提示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン（建築工事編）」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日まで期間に発注者から支給することとする。</p>	<p>⑪受注者は、排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要項（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.10国総第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公算項目「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明審査、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査発明により評価された排出ガス浄化装置を装着する等すること。排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場対策は施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>⑫受注者は、本工事に於いて使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用しよう努めなければならない。県産木材を購入した場合は、工事完了後「任意取扱いにおける県内産木材購入実績報告書」を監督員へ提出し提出すること。</p>	<p>23. 設計変更箇所確認</p> <p>⑭設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>⑮次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認められる場合は、一般入札工事に限り、これより少ないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>当初請負対象金額</td> <td>一般入札工事</td> <td>低入札工事</td> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事は、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事という。一般入札工事は、低入札工事以外の工事とする。</p> <p>⑯中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>⑰中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>⑱基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>⑳外装改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に關係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象金額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回															
当初請負対象金額	一般入札工事	低入札工事																																
3千万円未満	—	1回																																
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																
1億円以上	2回	3回																																
九	建設リサイクル法通知済証の提示	<p>受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手手帳に「建設リサイクル法通知済証」を提示し、工事しゅん工検査が終了するまで展示しておかなければならない。</p> <p>また、「建設リサイクル法通知済証」提示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン（建築工事編）」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日まで期間に発注者から支給することとする。</p>	<p>⑫受注者は、本工事に於いて使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用しよう努めなければならない。県産木材を購入した場合は、工事完了後「任意取扱いにおける県内産木材購入実績報告書」を監督員へ提出し提出すること。</p>	<p>24. 設計変更箇所確認</p> <p>⑭設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>⑮次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認められる場合は、一般入札工事に限り、これより少ないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>当初請負対象金額</td> <td>一般入札工事</td> <td>低入札工事</td> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事は、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事という。一般入札工事は、低入札工事以外の工事とする。</p> <p>⑯中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>⑰中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>⑱基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>⑳外装改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に關係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象金額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回															
当初請負対象金額	一般入札工事	低入札工事																																
3千万円未満	—	1回																																
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																
1億円以上	2回	3回																																
十	建設リサイクル法通知済証の提示	<p>受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手手帳に「建設リサイクル法通知済証」を提示し、工事しゅん工検査が終了するまで展示しておかなければならない。</p> <p>また、「建設リサイクル法通知済証」提示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン（建築工事編）」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日まで期間に発注者から支給することとする。</p>	<p>⑬受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式としたトイレのこと。快通トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p>	<p>25. 設計変更箇所確認</p> <p>⑭設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>⑮次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認められる場合は、一般入札工事に限り、これより少ないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>当初請負対象金額</td> <td>一般入札工事</td> <td>低入札工事</td> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事は、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事という。一般入札工事は、低入札工事以外の工事とする。</p> <p>⑯中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>⑰中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>⑱基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>⑳外装改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に關係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象金額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回															
当初請負対象金額	一般入札工事	低入札工事																																
3千万円未満	—	1回																																
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																
1億円以上	2回	3回																																
十一	建設リサイクル法通知済証の提示	<p>受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手手帳に「建設リサイクル法通知済証」を提示し、工事しゅん工検査が終了するまで展示しておかなければならない。</p> <p>また、「建設リサイクル法通知済証」提示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン（建築工事編）」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日まで期間に発注者から支給することとする。</p>	<p>⑭受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式としたトイレのこと。快通トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p>	<p>26. 設計変更箇所確認</p> <p>⑭設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>⑮次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認められる場合は、一般入札工事に限り、これより少ないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>当初請負対象金額</td> <td>一般入札工事</td> <td>低入札工事</td> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事は、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事という。一般入札工事は、低入札工事以外の工事とする。</p> <p>⑯中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>⑰中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>⑱基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>⑳外装改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に關係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象金額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回															
当初請負対象金額	一般入札工事	低入札工事																																
3千万円未満	—	1回																																
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																
1億円以上	2回	3回																																
十二	建設リサイクル法通知済証の提示	<p>受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手手帳に「建設リサイクル法通知済証」を提示し、工事しゅん工検査が終了するまで展示しておかなければならない。</p> <p>また、「建設リサイクル法通知済証」提示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン（建築工事編）」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日まで期間に発注者から支給することとする。</p>	<p>⑮次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認められる場合は、一般入札工事に限り、これより少ないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>当初請負対象金額</td> <td>一般入札工事</td> <td>低入札工事</td> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事は、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事という。一般入札工事は、低入札工事以外の工事とする。</p> <p>⑯中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>⑰中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>⑱基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>⑳外装改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に關係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象金額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	<p>27. 設計変更箇所確認</p> <p>⑭設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>⑮次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認められる場合は、一般入札工事に限り、これより少ないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>当初請負対象金額</td> <td>一般入札工事</td> <td>低入札工事</td> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事は、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事という。一般入札工事は、低入札工事以外の工事とする。</p> <p>⑯中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>⑰中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>⑱基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>⑳外装改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に關係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象金額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回
当初請負対象金額	一般入札工事	低入札工事																																
3千万円未満	—	1回																																
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																
1億円以上	2回	3回																																
当初請負対象金額	一般入札工事	低入札工事																																
3千万円未満	—	1回																																
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																
1億円以上	2回	3回																																
十三	建設リサイクル法通知済証の提示	<p>受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手手帳に「建設リサイクル法通知済証」を提示し、工事しゅん工検査が終了するまで展示しておかなければならない。</p> <p>また、「建設リサイクル法通知済証」提示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン（建築工事編）」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日まで期間に発注者から支給することとする。</p>	<p>⑯中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>⑰中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>⑱基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>⑳外装改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に關係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	<p>28. 設計変更箇所確認</p> <p>⑭設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>⑮次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認められる場合は、一般入札工事に限り、これより少ないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>当初請負対象金額</td> <td>一般入札工事</td> <td>低入札工事</td> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事は、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事という。一般入札工事は、低入札工事以外の工事とする。</p> <p>⑯中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>⑰中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>⑱基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>⑳外装改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に關係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象金額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回															
当初請負対象金額	一般入札工事	低入札工事																																
3千万円未満	—	1回																																
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																
1億円以上	2回	3回																																
十四	建設リサイクル法通知済証の提示	<p>受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手手帳に「建設リサイクル法通知済証」を提示し、工事しゅん工検査が終了するまで展示しておかなければならない。</p> <p>また、「建設リサイクル法通知済証」提示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン（建築工事編）」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日まで期間に発注者から支給することとする。</p>	<p>⑰中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>⑱基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>⑳外装改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に關係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	<p>29. 設計変更箇所確認</p> <p>⑭設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>⑮次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認められる場合は、一般入札工事に限り、これより少ないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>当初請負対象金額</td> <td>一般入札工事</td> <td>低入札工事</td> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事は、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事という。一般入札工事は、低入札工事以外の工事とする。</p> <p>⑯中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>⑰中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>⑱基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>⑳外装改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に關係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象金額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回															
当初請負対象金額	一般入札工事	低入札工事																																
3千万円未満	—	1回																																
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																
1億円以上	2回	3回																																
十五	建設リサイクル法通知済証の提示	<p>受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手手帳に「建設リサイクル法通知済証」を提示し、工事しゅん工検査が終了するまで展示しておかなければならない。</p> <p>また、「建設リサイクル法通知済証」提示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン（建築工事編）」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日まで期間に発注者から支給することとする。</p>	<p>⑱基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>⑳外装改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に</p>																															

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項							
一 般 共 通 事 項	22. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする） ・工事写真（写真帳1部（着事前及び完成写真）、電子データ2部） ・使用材料一覧表（4部（うち3部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ2部） ・保全に関する資料 <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFG形式及びオリジナル形式を0D-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p> <p>◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図面に反映させること。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービサイズ					
区 分	サ イ ズ														
着 手 前	カラー、手札版又はサービサイズ														
施 工 中	カラー、手札版又はサービサイズ														
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービサイズ														
	23. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができ。</p> <p>◎対象工事は、徳島県OALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（農林水産部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>													
	24. 火災保険	<p>◎火災保険</p> <p>本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）</p> <p>(1) 対象物 工事的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>(2) 付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）</p> <p>(3) 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>(4) 保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。</p> <p>(5) その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p>													
	25. 公共事業労務費調査	<p>◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調査・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。</p> <p>受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>													
	26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	<p>(1) 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（2）に規定する場合は、下請負人から報告があったときには、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に際して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められる場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>													
				徳島県東部農林水産局〈徳島〉	工事名 R6 徳耕 地沈 下板 山の手工区揚水機場建屋工事 (担い手確保型)	図面番号 共-03									
					図面名 営繕工事共通仕様書(3)	縮尺 NO SCALE									

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																								
1.	一般事項	<p>①排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。</p> <p>②材料は、市場品とする。</p> <p>③砂利及び砂地盤</p> <p>・砂利は、(切込砂利・切込砕石・再生クラ^①カラン)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用部位</th> <th>厚さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込砕石</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td>基礎・ポーチ下</td> <td>50mm</td> <td>40m</td> </tr> </tbody> </table> <p>・締固めは、ランマー③回突き。振動コンパクター②回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で均しをする。</p> <p>・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締固めを行う。</p> <p>④締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。</p> <p>⑤砕コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm、設計基準強度18N/mm²)とし、厚さは50mmとする。</p> <p>⑥床下防潮層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみ込みは220mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。</p> <p>⑦防潮層の位置は、土間スラブ又は土間コンクリートの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。</p>	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	切込砂利				切込砕石				再生クラッシュラン	基礎・ポーチ下	50mm	40m	1.	一般事項	<p>①コンクリートの種別</p> <p>・I類 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)</p> <p>・II類 (JIS A 5308への適合したコンクリート)</p> <p>②設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc (N/mm²)</th> <th>引張管理強度 Fm (N/mm²)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積質量 (t/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>24</td> <td>24+S</td> <td>15</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>2.3</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>24</td> <td>24+S</td> <td>18</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>2.3</td> <td>上部躯体</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>2.3</td> <td>捨て</td> </tr> </tbody> </table> <p>③構造体コンクリートの引張管理強度は、設計基準強度 (Fc) に構造体強度補正値 (S) を加えた値とする。なお、構造体強度補正値 (S) は、標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>④コンクリートの強度試験</p> <p>コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>第4種強度確認</p> <p>原則：第3号機関にて、主任技術者又は現理人(理人)の上、行うこと。</p> <p>ただし、第3号機関以外で行う場合は、立ち会いを定め、監督員の承諾を受け、行うこととする。</p> <p>なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p> <p>⑤コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。</p> <p>⑥合板せき板を用いた打放し上げの種別は (A・B・C) 種とする。</p> <p>⑦コンクリートの仕上りの平たんさは 標仕 表6.2.5による。</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	引張管理強度 Fm (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積質量 (t/m ³)	適用箇所	普通	24	24+S	15	有	有	2.3	基礎	普通	24	24+S	18	有	有	2.3	上部躯体	普通	18	18	15	無	無	2.3	捨て	1.	一般事項	<p>①地下水の乾燥については、高麗波水計による地下水の測定を行い、使用材料のメーカーの工法と確認し、工事を進めること。</p> <p>②壁根を形成する材料は、JIS A 602の規格品とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>X-2</td> <td>壁根</td> <td>ウレタン系</td> </tr> <tr> <td>Y-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Y-2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>③シーリング材は、JIS A 5158の規格品とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">シーリング材の種類</th> <th colspan="2">目地寸法</th> <th rowspan="2">接着性試験 (引張、剪断)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>記号</th> <th>注成分及び硬化機構による区分</th> <th>幅</th> <th>深さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PU-2</td> <td>ポリウレタン系</td> <td>打継目地</td> <td>20</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変形シリコン系</td> <td>建具周囲</td> <td>10・15</td> <td>10</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、接着性試験は、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて試験を省略することができる。</p> <p>④シーリング面への仕上塗材仕上げ等 (F^①・行わない)。</p> <p>⑤屋内については、水張り試験を行う。</p> <p>⑥防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による、(3・5・7・①) 年間の防水工事性能保証書を出発すること。</p>	種別	施工箇所	備考	X-1			X-2	壁根	ウレタン系	Y-1			Y-2			シーリング材の種類		目地寸法		接着性試験 (引張、剪断)	備考	記号	注成分及び硬化機構による区分	幅	深さ	PU-2	ポリウレタン系	打継目地	20	10		MS-2	変形シリコン系	建具周囲	10・15	10				
種別	使用部位	厚さ	粒度範囲																																																																																													
切込砂利																																																																																																
切込砕石																																																																																																
再生クラッシュラン	基礎・ポーチ下	50mm	40m																																																																																													
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	引張管理強度 Fm (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積質量 (t/m ³)	適用箇所																																																																																									
普通	24	24+S	15	有	有	2.3	基礎																																																																																									
普通	24	24+S	18	有	有	2.3	上部躯体																																																																																									
普通	18	18	15	無	無	2.3	捨て																																																																																									
種別	施工箇所	備考																																																																																														
X-1																																																																																																
X-2	壁根	ウレタン系																																																																																														
Y-1																																																																																																
Y-2																																																																																																
シーリング材の種類		目地寸法		接着性試験 (引張、剪断)	備考																																																																																											
記号	注成分及び硬化機構による区分	幅	深さ																																																																																													
PU-2	ポリウレタン系	打継目地	20	10																																																																																												
MS-2	変形シリコン系	建具周囲	10・15	10																																																																																												
2.	材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295</td> <td>D10・13・16</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接変鋼及び鉄筋符号</td> <td>綱目の形状：寸法：種：</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>①材料試験は行わない。ただし、規格証明書を出し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>②鉄筋の継手は (重^①継手・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手) とする。原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。</p> <p>③鉄筋の継手の位置は図示による。</p> <p>④結束線の端部は内側に折り曲げる。</p> <p>⑤鉄筋の引^① 未滿の折曲げの内法直径は図示による。</p> <p>⑥鉄筋の定着方法及び長さは図示による。</p> <p>⑦柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。</p> <p>⑧目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。</p> <p>⑨杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭天端からとする。</p> <p>⑩各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図 [1節-基礎及び基礎梁の配筋] ~ [7節-梁貫通孔その他配筋] による。</p>	規格番号	規格名称	種類の記号	径 (mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D10・13・16	-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-	-	JIS G 3551	溶接変鋼及び鉄筋符号	綱目の形状：寸法：種：		2.	コンクリートの仕上り	<p>①セメントの種類は、(普通ポル^①ドセメント・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種) とする。</p> <p>・高炉セメントB種適用箇所 ()</p> <p>・フライアッシュセメントB種適用箇所 ()</p> <p>②骨材は、標仕 3.1 (2) による。</p> <p>③細骨材としてフェロニッケルスラグ使用 (できる・でき^①) 。</p> <p>④細骨材に含まれる塩化量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>⑤コンクリート中の塩化物流量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕5.4.4による。</p> <p>⑥試験りよ (行^①・行^①) 。</p> <p>⑦所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>⑧受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとならなければならない。</p> <p>(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制</p> <p>アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O (エネエーツーオー) 換算で3.0kg以下にする。</p> <p>(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用</p> <p>JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した混合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。</p> <p>(3) 安全と認められる骨材の使用</p> <p>骨材のアルカリシリカ反応性試験 (化学法またはモルタルバー法) の結果で無害と確認された骨材を使用する。</p> <p>試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法) またはJIS A 5308 (レディミクストコンクリート) の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (モルタルバー法) またはJIS A 5308 (レディミクストコンクリート) の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (モルタルバー法)」による。</p> <p>⑨混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1 (4) によることとし、監督員の承諾を受けること。</p> <p>⑩型枠は、(鋼^①・^①・^①・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック) とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上り種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製木製型枠</td> <td>-</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (ア)</td> <td>A 種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (イ)</td> <td>B 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (イ)</td> <td>C 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	型枠の種類	仕上り種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	鋼製木製型枠	-	なし				標仕6.8.2 (2) (ア)	A 種	あり				標仕6.8.2 (2) (イ)	B 種	なし				標仕6.8.2 (2) (イ)	C 種	なし				標仕6.8.2 (2) (イ)	普通型枠	なし				3.	普通コンクリート	<p>①コンクリートの仕上り</p> <p>②骨材の種類は、(普通ポル^①ドセメント・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種) とする。</p> <p>・高炉セメントB種適用箇所 ()</p> <p>・フライアッシュセメントB種適用箇所 ()</p> <p>③骨材は、標仕 3.1 (2) による。</p> <p>④細骨材としてフェロニッケルスラグ使用 (できる・でき^①) 。</p> <p>⑤細骨材に含まれる塩化物流量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>⑥コンクリート中の塩化物流量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕5.4.4による。</p> <p>⑦試験りよ (行^①・行^①) 。</p> <p>⑧所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>⑨受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとならなければならない。</p> <p>(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制</p> <p>アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O (エネエーツーオー) 換算で3.0kg以下にする。</p> <p>(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用</p> <p>JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した混合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。</p> <p>(3) 安全と認められる骨材の使用</p> <p>骨材のアルカリシリカ反応性試験 (化学法またはモルタルバー法) の結果で無害と確認された骨材を使用する。</p> <p>試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法) またはJIS A 5308 (レディミクストコンクリート) の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (モルタルバー法) またはJIS A 5308 (レディミクストコンクリート) の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (モルタルバー法)」による。</p> <p>⑩混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1 (4) によることとし、監督員の承諾を受けること。</p> <p>⑪型枠は、(鋼^①・^①・^①・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック) とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上り種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製木製型枠</td> <td>-</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (ア)</td> <td>A 種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (イ)</td> <td>B 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (イ)</td> <td>C 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	型枠の種類	仕上り種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	鋼製木製型枠	-	なし				標仕6.8.2 (2) (ア)	A 種	あり				標仕6.8.2 (2) (イ)	B 種	なし				標仕6.8.2 (2) (イ)	C 種	なし				標仕6.8.2 (2) (イ)	普通型枠	なし			
規格番号	規格名称	種類の記号	径 (mm)																																																																																													
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D10・13・16																																																																																													
-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-	-																																																																																													
JIS G 3551	溶接変鋼及び鉄筋符号	綱目の形状：寸法：種：																																																																																														
型枠の種類	仕上り種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																																																																											
鋼製木製型枠	-	なし																																																																																														
標仕6.8.2 (2) (ア)	A 種	あり																																																																																														
標仕6.8.2 (2) (イ)	B 種	なし																																																																																														
標仕6.8.2 (2) (イ)	C 種	なし																																																																																														
標仕6.8.2 (2) (イ)	普通型枠	なし																																																																																														
型枠の種類	仕上り種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																																																																											
鋼製木製型枠	-	なし																																																																																														
標仕6.8.2 (2) (ア)	A 種	あり																																																																																														
標仕6.8.2 (2) (イ)	B 種	なし																																																																																														
標仕6.8.2 (2) (イ)	C 種	なし																																																																																														
標仕6.8.2 (2) (イ)	普通型枠	なし																																																																																														
3.	鉄筋の継手及び定着	<p>①材料試験は行わない。ただし、規格証明書を出し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>②鉄筋の継手は (重^①継手・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手) とする。原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。</p> <p>③鉄筋の継手の位置は図示による。</p> <p>④結束線の端部は内側に折り曲げる。</p> <p>⑤鉄筋の引^① 未滿の折曲げの内法直径は図示による。</p> <p>⑥鉄筋の定着方法及び長さは図示による。</p>	4.	型枠	<p>①コンクリートの仕上り</p> <p>②骨材の種類は、(普通ポル^①ドセメント・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種) とする。</p> <p>・高炉セメントB種適用箇所 ()</p> <p>・フライアッシュセメントB種適用箇所 ()</p> <p>③骨材は、標仕 3.1 (2) による。</p> <p>④細骨材としてフェロニッケルスラグ使用 (できる・でき^①) 。</p> <p>⑤細骨材に含まれる塩化物流量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>⑥コンクリート中の塩化物流量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕5.4.4による。</p> <p>⑦試験りよ (行^①・行^①) 。</p> <p>⑧所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>⑨受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとならなければならない。</p> <p>(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制</p> <p>アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O (エネエーツーオー) 換算で3.0kg以下にする。</p> <p>(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用</p> <p>JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した混合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。</p> <p>(3) 安全と認められる骨材の使用</p> <p>骨材のアルカリシリカ反応性試験 (化学法またはモルタルバー法) の結果で無害と確認された骨材を使用する。</p> <p>試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法) またはJIS A 5308 (レディミクストコンクリート) の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (モルタルバー法) またはJIS A 5308 (レディミクストコンクリート) の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (モルタルバー法)」による。</p> <p>⑩混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1 (4) によることとし、監督員の承諾を受けること。</p> <p>⑪型枠は、(鋼^①・^①・^①・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック) とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上り種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製木製型枠</td> <td>-</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (ア)</td> <td>A 種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (イ)</td> <td>B 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (イ)</td> <td>C 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	型枠の種類	仕上り種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	鋼製木製型枠	-	なし				標仕6.8.2 (2) (ア)	A 種	あり				標仕6.8.2 (2) (イ)	B 種	なし				標仕6.8.2 (2) (イ)	C 種	なし				標仕6.8.2 (2) (イ)	普通型枠	なし																																																										
型枠の種類	仕上り種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																																																																											
鋼製木製型枠	-	なし																																																																																														
標仕6.8.2 (2) (ア)	A 種	あり																																																																																														
標仕6.8.2 (2) (イ)	B 種	なし																																																																																														
標仕6.8.2 (2) (イ)	C 種	なし																																																																																														
標仕6.8.2 (2) (イ)	普通型枠	なし																																																																																														
4.	鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	<p>①柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。</p> <p>②目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。</p> <p>③杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭天端からとする。</p> <p>④各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図 [1節-基礎及び基礎梁の配筋] ~ [7節-梁貫通孔その他配筋] による。</p>	5.	無筋コンクリート	<p>①コンクリートの仕上り</p> <p>②骨材の種類は、(普通ポル^①ドセメント・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種) とする。</p> <p>・高炉セメントB種適用箇所 ()</p> <p>・フライアッシュセメントB種適用箇所 ()</p> <p>③骨材は、標仕 3.1 (2) による。</p> <p>④細骨材としてフェロニッケルスラグ使用 (できる・でき^①) 。</p> <p>⑤細骨材に含まれる塩化物流量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>⑥コンクリート中の塩化物流量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕5.4.4による。</p> <p>⑦試験りよ (行^①・行^①) 。</p> <p>⑧所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>⑨受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとならなければならない。</p> <p>(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制</p> <p>アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O (エネエーツーオー) 換算で3.0kg以下にする。</p> <p>(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用</p> <p>JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した混合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。</p> <p>(3) 安全と認められる骨材の使用</p> <p>骨材のアルカリシリカ反応性試験 (化学法またはモルタルバー法) の結果で無害と確認された骨材を使用する。</p> <p>試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法) またはJIS A 5308 (レディミクストコンクリート) の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (モルタルバー法) またはJIS A 5308 (レディミクストコンクリート) の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (モルタルバー法)」による。</p> <p>⑩混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1 (4) によることとし、監督員の承諾を受けること。</p> <p>⑪型枠は、(鋼^①・^①・^①・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック) とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上り種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製木製型枠</td> <td>-</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (ア)</td> <td>A 種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (イ)</td> <td>B 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (イ)</td> <td>C 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	型枠の種類	仕上り種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	鋼製木製型枠	-	なし				標仕6.8.2 (2) (ア)	A 種	あり				標仕6.8.2 (2) (イ)	B 種	なし				標仕6.8.2 (2) (イ)	C 種	なし				標仕6.8.2 (2) (イ)	普通型枠	なし																																																										
型枠の種類	仕上り種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																																																																											
鋼製木製型枠	-	なし																																																																																														
標仕6.8.2 (2) (ア)	A 種	あり																																																																																														
標仕6.8.2 (2) (イ)	B 種	なし																																																																																														
標仕6.8.2 (2) (イ)	C 種	なし																																																																																														
標仕6.8.2 (2) (イ)	普通型枠	なし																																																																																														
5.	梁貫通孔補強	<p>①補強形式 鉄筋コンクリート構造配筋基準図による。</p> <p>②梁貫通補強に建設技術評価規定に基づく評価品を使用する場合は、それぞれの部分についてメーカーの構造計算書を出し、監督員の承諾を得ること。</p>	6.	配筋検査	<p>①主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。</p>																																																																																											
6.	配筋検査	<p>①主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。</p>	7.	防水保証	<p>①防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による、(3・5・7・①) 年間の防水工事性能保証書を出発すること。</p>																																																																																											
7.	表面処理	<p>①アルミニウム及びアルミニウム合金 (成形板、笠木、建具以外)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>表面処理の種類</th> <th>被覆又は被覆被覆の種類・着色方法・色合等</th> <th>表面処理の試験方法</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B-1種</td> <td>無着色陽極酸化塗装被覆被覆</td> <td></td> <td>アルミ製建具</td> </tr> </tbody> </table>	表面処理の種類	被覆又は被覆被覆の種類・着色方法・色合等	表面処理の試験方法	施工箇所	B-1種	無着色陽極酸化塗装被覆被覆		アルミ製建具	8.	下地調整	<p>①下地調整に用いる吸水性調整材の使用法は、製造所の仕様による。</p> <p>②コンクリート等面の下地及び各層り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかからず、</p> <p>③施工箇所 (壁根・ポーチ)</p> <p>④仕上塗材は、JIS A 6009 (建築用仕上塗材) による。なお、下塗材、増塗材、主材及び仕上塗材は、同一製造所の製品とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>呼び名</th> <th>上塗材</th> <th>仕上りの形状</th> <th>耐候性</th> <th>工法</th> <th>防火認定</th> <th>下地仕上</th> <th>下地調整</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築用仕上塗材</td> <td>建築用仕上塗材</td> <td>フッ素系</td> <td>凹凸被覆</td> <td>耐候性1種</td> <td>吹付け</td> <td></td> <td></td> <td>C-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤建物内部に使用するユリア樹脂等 (ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤) を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、(F☆☆☆☆・F☆☆☆) とする。</p> <p>⑥外壁のコンクリート下地等のひび割れの処理方法は、監督員と協議する。</p> <p>⑦所要量等の確認は、(標仕 表15.6.4. 単位面積当たりの使用量) による。</p>	種類	呼び名	上塗材	仕上りの形状	耐候性	工法	防火認定	下地仕上	下地調整	建築用仕上塗材	建築用仕上塗材	フッ素系	凹凸被覆	耐候性1種	吹付け			C-1																																																																	
表面処理の種類	被覆又は被覆被覆の種類・着色方法・色合等	表面処理の試験方法	施工箇所																																																																																													
B-1種	無着色陽極酸化塗装被覆被覆		アルミ製建具																																																																																													
種類	呼び名	上塗材	仕上りの形状	耐候性	工法	防火認定	下地仕上	下地調整																																																																																								
建築用仕上塗材	建築用仕上塗材	フッ素系	凹凸被覆	耐候性1種	吹付け			C-1																																																																																								
8.	下地調整	<p>①下地調整に用いる吸水性調整材の使用法は、製造所の仕様による。</p> <p>②コンクリート等面の下地及び各層り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかからず、</p> <p>③施工箇所 (壁根・ポーチ)</p> <p>④仕上塗材は、JIS A 6009 (建築用仕上塗材) による。なお、下塗材、増塗材、主材及び仕上塗材は、同一製造所の製品とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>呼び名</th> <th>上塗材</th> <th>仕上りの形状</th> <th>耐候性</th> <th>工法</th> <th>防火認定</th> <th>下地仕上</th> <th>下地調整</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築用仕上塗材</td> <td>建築用仕上塗材</td> <td>フッ素系</td> <td>凹凸被覆</td> <td>耐候性1種</td> <td>吹付け</td> <td></td> <td></td> <td>C-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤建物内部に使用するユリア樹脂等 (ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤) を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、(F☆☆☆☆・F☆☆☆) とする。</p> <p>⑥外壁のコンクリート下地等のひび割れの処理方法は、監督員と協議する。</p> <p>⑦所要量等の確認は、(標仕 表15.6.4. 単位面積当たりの使用量) による。</p>	種類	呼び名	上塗材	仕上りの形状	耐候性	工法	防火認定	下地仕上	下地調整	建築用仕上塗材	建築用仕上塗材	フッ素系	凹凸被覆	耐候性1種	吹付け			C-1																												9.	左官工事	<p>①コンクリートの仕上り</p> <p>②骨材の種類は、(普通ポル^①ドセメント・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種) とする。</p> <p>・高炉セメントB種適用箇所 ()</p> <p>・フライアッシュセメントB種適用箇所 ()</p> <p>③骨材は、標仕 3.1 (2) による。</p> <p>④細骨材としてフェロニッケルスラグ使用 (できる・でき^①) 。</p> <p>⑤細骨材に含まれる塩化物流量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>⑥コンクリート中の塩化物流量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕5.4.4による。</p> <p>⑦試験りよ (行^①・行^①) 。</p> <p>⑧所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>⑨受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとならなければならない。</p> <p>(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制</p> <p>アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O (エネエーツーオー) 換算で3.0kg以下にする。</p> <p>(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用</p> <p>JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した混合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。</p> <p>(3) 安全と認められる骨材の使用</p> <p>骨材のアルカリシリカ反応性試験 (化学法またはモルタルバー法) の結果で無害と確認された骨材を使用する。</p> <p>試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法) またはJIS A 5308 (レディミクストコンクリート) の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (モルタルバー法) またはJIS A 5308 (レディミクストコンクリート) の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (モルタルバー法)」による。</p> <p>⑩混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1 (4) によることとし、監督員の承諾を受けること。</p> <p>⑪型枠は、(鋼^①・^①・^①・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック) とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上り種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製木製型枠</td> <td>-</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (ア)</td> <td>A 種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (イ)</td> <td>B 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (イ)</td> <td>C 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	型枠の種類	仕上り種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	鋼製木製型枠	-	なし				標仕6.8.2 (2) (ア)	A 種	あり				標仕6.8.2 (2) (イ)	B 種	なし				標仕6.8.2 (2) (イ)	C 種	なし				標仕6.8.2 (2) (イ)	普通型枠	なし													
種類	呼び名	上塗材	仕上りの形状	耐候性	工法	防火認定	下地仕上	下地調整																																																																																								
建築用仕上塗材	建築用仕上塗材	フッ素系	凹凸被覆	耐候性1種	吹付け			C-1																																																																																								
型枠の種類	仕上り種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																																																																											
鋼製木製型枠	-	なし																																																																																														
標仕6.8.2 (2) (ア)	A 種	あり																																																																																														
標仕6.8.2 (2) (イ)	B 種	なし																																																																																														
標仕6.8.2 (2) (イ)	C 種	なし																																																																																														
標仕6.8.2 (2) (イ)	普通型枠	なし																																																																																														

徳島県東部農林水産局<徳島>	工事名 R6 徳耕 地沈 下板 山の手工区揚水機場建屋工事 (担い手確保型)	図面番号 建特-02
	図面名 建築工事特記仕様書(2)	縮尺 NO SCALE

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																							
十 章 建 具 工 事	1. 一般事項	<p>◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び壁外に面する構型の基準（昭和46年建設省告示第109号）」に基づき、安全性を確認すること。</p> <p>◎防火戸の指定は建具表による。</p> <p>◎建具見本の製作及び特殊な建具の取組は、建具表による。</p> <p>◎防火建物部品の適用は、建具表による。</p>																													
	2. アルミニウム製建具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠の見込寸法</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B種</td> <td>S-5</td> <td>A-3</td> <td>W-4</td> <td>70mm</td> <td>引き違い窓</td> <td>B-1種</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎結露水の処理方法は図示による。</p> <p>◎防虫網の材質（ステンレス製（SUS16）・ガラス繊維入り合成樹脂製・合成樹脂製）</p> <p>◎防鳥網の材質は、ステンレス（SUS304）線材、線径1.5mm、ピッチ15mmとする。</p> <p>◎製造所：評価名簿による。</p> <p>◎建具には製造業者名を表示すること。</p>	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理	B種	S-5	A-3	W-4	70mm	引き違い窓	B-1種															
	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理																								
	B種	S-5	A-3	W-4	70mm	引き違い窓	B-1種																								
	3. 鋼製建具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> <th>室内変形追随性</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S-4</td> <td>A-3</td> <td>W-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>開閉き戸</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防火戸の指定及び鋼板の厚さは、建具表による。</p> <p>◎簡易気密型ドアセットの機密性、水密性は建具表による。</p> <p>◎鋼板は、JIS 6 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、めっき付着量は（ ）以上とする。 なお、あらかじめりん酸塩処理又はクロメートフリー処理による化成皮膜処理を行ったものを用いる。</p>	耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	室内変形追随性	使用箇所	表面処理	S-4	A-3	W-1				開閉き戸														
耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	室内変形追随性	使用箇所	表面処理																								
S-4	A-3	W-1				開閉き戸																									
4. 建具用金物	<p>◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、標仕 表16.8.11による。</p> <p>◎金属製建具に使用する丁番は標仕表16.8.21による。</p> <p>◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製造所の仕様による。</p> <p>◎樹脂製建具に使用する丁番は標仕表16.8.31による。</p> <p>◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレスト等の取付け位置は図示による。</p> <p>◎木製建具に使用する丁番は標仕表16.8.41による。</p> <p>◎木製建具に使用する戸車及びレールは標仕表16.8.51による。</p> <p>◎マスターキーは、製作する（ 4 組）。その他の鍵の製作本数は（ 組）</p>																														
5. ガラス	<p>◎板ガラス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>品 種</th> <th>厚 さ</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網入り型板ガラス</td> <td></td> <td>6.8mm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。</p> <p>◎ガラス留め材の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建具の種類</th> <th>材 種</th> <th>ガラス溝の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼 製</td> <td></td> <td>建具製造所の仕様による。</td> </tr> <tr> <td>アルミニウム製</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ステンレス製</td> <td>シーリング材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木 製</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>樹脂製</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防火設備のガラスとめ材は、防火設備認定品とする。</p>	種類	品 種	厚 さ	備 考	網入り型板ガラス		6.8mm		建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ	鋼 製		建具製造所の仕様による。	アルミニウム製			ステンレス製	シーリング材		木 製			樹脂製						
種類	品 種	厚 さ	備 考																												
網入り型板ガラス		6.8mm																													
建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ																													
鋼 製		建具製造所の仕様による。																													
アルミニウム製																															
ステンレス製	シーリング材																														
木 製																															
樹脂製																															

工事名	R 6 徳耕 地沈 下板 山の手工区揚水機場建屋工事	図面番号	建特-03
図面名	徳島県東部農林水産局<徳島>	縮尺	NO SCALE
建築物工事特記仕様書 (3)			

IV. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

官公署その他への届出事項

- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への請手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は(標仕)1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資材及び労務等は本工事で提供する。

資材の調達

- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 次を示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出し監督員の承諾を受ける。
 - ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 - ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 - ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
種類	分電盤 (0A盤・実検盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤
高圧機器	高圧スイッチヤ(0形・円形) 高圧交流遮断機、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器 (特定機器) 高圧避雷器
蓄電池	ペント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式 (定格出力300kVA以下のもの) ・ラインインタラクティブ方式 常時商用給電方式、常時インバータ給電方式 (簡易型)
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含む。 太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕<1>1.4.4.5)により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

2章 共通工事・関連工事

耐震設計 (参考図書：建築設備耐震設計・施工指針 (2014年版))

- (1) 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
 - ・設計用水平地震力
 - 機器の重量 (kN) に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
 - ・設計用鉛直地震力
 - 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
 - ・施設の種類、地域係数
 - ・施設の種類 (・ 特定の施設) ○ 一般の施設) ・ 地域係数 (○ 1.0 ・ 0.9)
 - ・重要機器
 - ・ 配電盤 ・ 防災用発電装置 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機
 - ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防護支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防護支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防護支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

- (注) ・上層階の定義は次のとおりとする。
2~6階の場合は最上階、7~9階の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階・水槽類にはオイルタンク等を含む。
- (2) 質量100kg以下の軽量な機器 (標仕の適用を受けるものは除く) の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- (3) 横引き配管等の耐震支持は、施設の種類に応じたものとする。

あと吊りアンカー

- あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
- (1) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- (2) 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZ49以上の溶融亜鉛めっきを施したのとする。

その他の仕様書

- (1) 配管工事
 - ・最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
 - ・長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線管を挿入する。(標仕<2>2.9. <2>2.12.4)
 - ・屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付重量が300g/m²のものを使用し、原則塗装不要とする。
- (2) 塗装工事
 - ・次の部分の露出する電線管、支持物、架台等は塗装を行う。(○ 一般居室、廊下等) ・
 - ・屋内、屋外及びビツト内の支持金物等のうち、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装不要とする。
- (3) 配線器具
 - ・図面に記載なきフレッシュプレートの材質は、(○ 新金属製 ・ 樹脂製) とする。
- (4) 支持金物等
 - ・屋外及びビツト内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZ49以上の溶融亜鉛めっきを施したのとする。
- (5) 用途別表示
 - ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。(標仕 <2>2.10. <2>2.12.5)
 - なお、屋外において直接外気に触れる場所 (屋内、プルボックス内を除く。) 及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 - ・カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- (6) その他
 - ・分盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線は、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
 - ・分盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数 (スペースを含む) に応じた配管を天井裏まで立上げる。
 - ・改修又は施設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
 - ・自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

3章 電灯設備

LED照明器具

LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

4章 その他

取付高さ

次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

名 称	測点	取付高 (mm)	備 考
【電灯】			
分電盤	床面~中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床面~中心	1,300	
コンセント (一般)	床面~中心	300	

配線図例

- (1) EM-EEFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
- (2) 図面に明記なき配管は次のとおりとする。
 - (G16) (G22) ... 厚鋼電線管 (JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの) を示す。
 - (16) (22) ... PF管 (単層管) (JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの) を示す。
 - (18) (25) ... おねじなし電線管 (JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの) を示す。
- (3) EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。

徳島県東部農林水産局(徳島)	工事名 R 6 徳耕 地沈 下板 山の手工区揚水機場建屋工事 (担い手確保型)	図面番号 電特-01
	図面名 電気設備工事特記仕様書	縮尺 NO SCALE

揚水機場 平面図

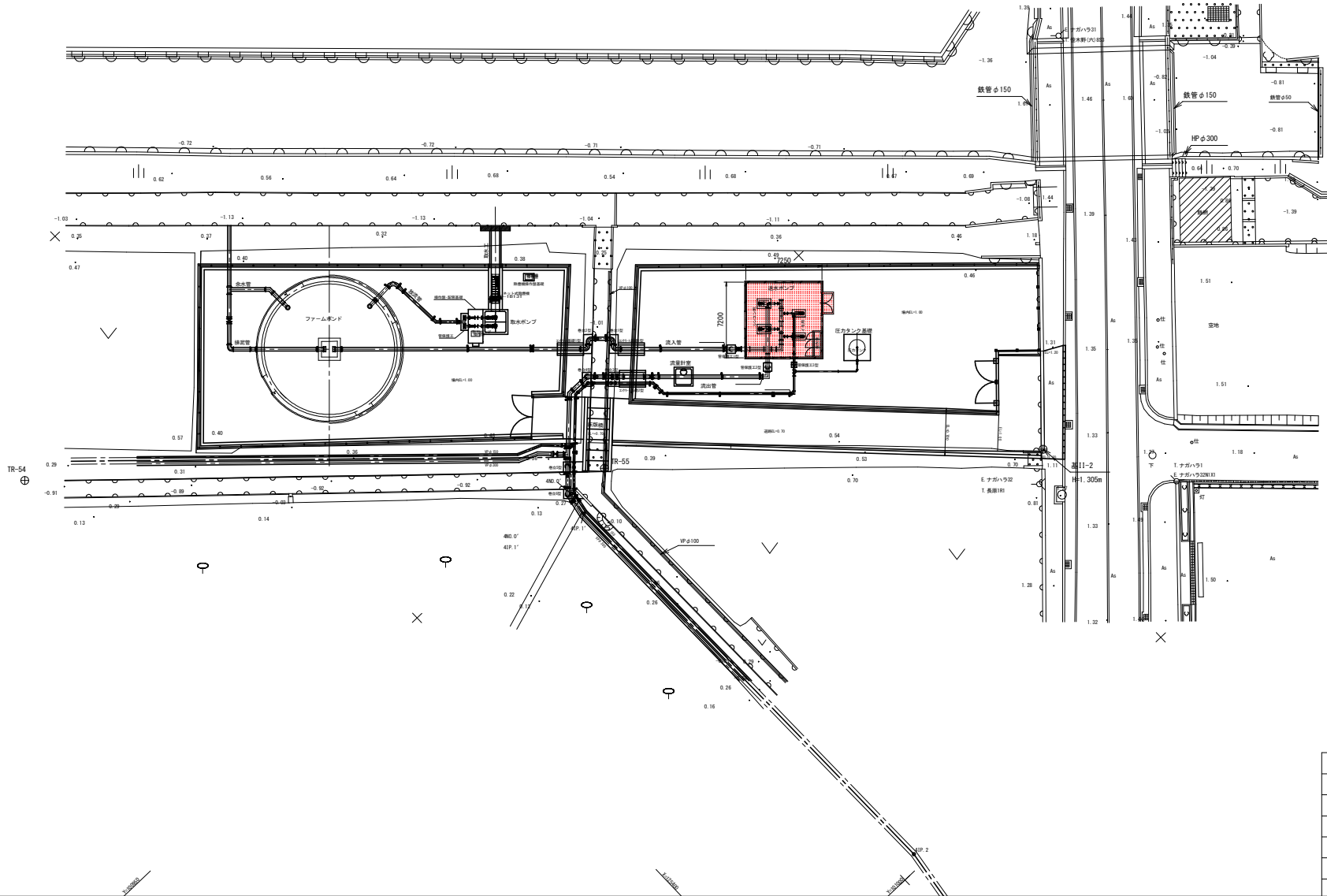
S=1:200

基準点座標一覧表

点名	X座標	Y座標	備考
TR-1	25454.188	100919.334	
TR-34	25381.947	100914.853	
TR-35	25422.716	100911.241	

中心点座標一覧表

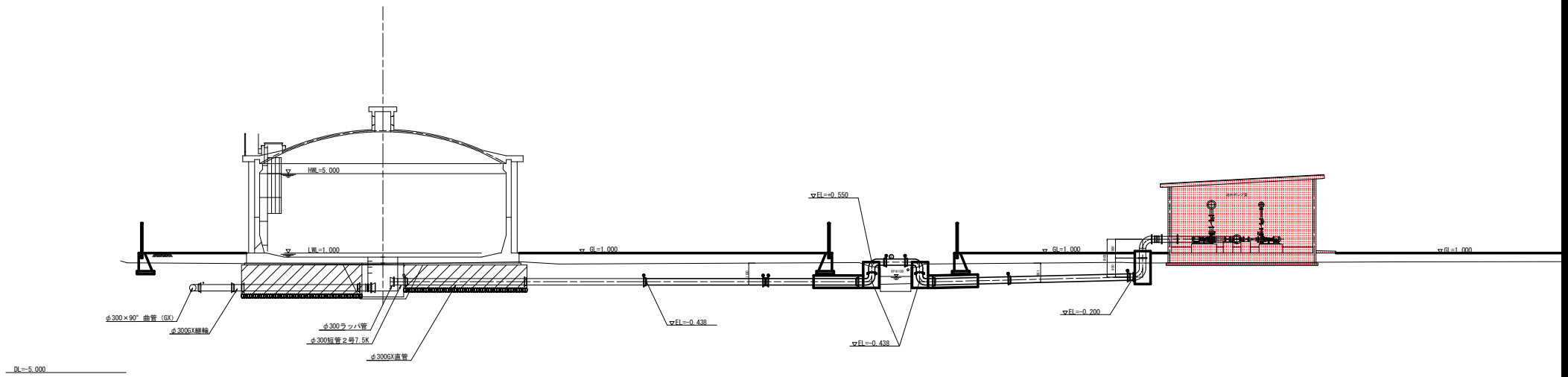
点名	X座標	Y座標	備考
NO. A	25424.183	100927.573	
NO. B	25453.200	100950.195	
NO. C	25469.174	100925.246	
NO. D	25454.017	100981.207	



工事名	R6徳耕 地次 下板 山の平工区揚水機場建設工事 (掘削手確保型)		
路線名等	下板地区		
工事箇所	板野郡松茂町		
図面名	揚水機場平面図		
縮尺	1:200	図面番号	1 / 7
会社名			
事業者名	徳島県東部農林水産局<徳島>		

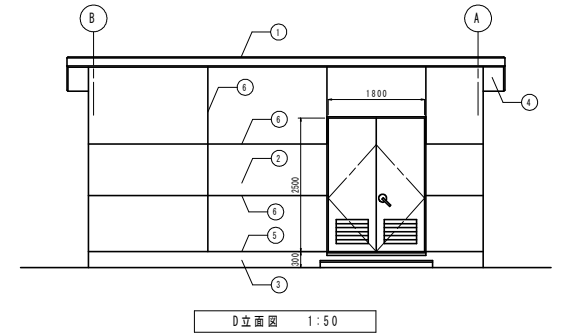
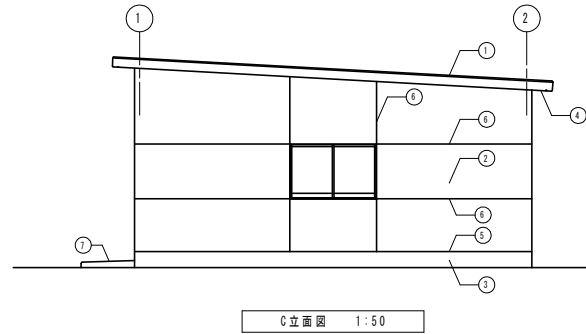
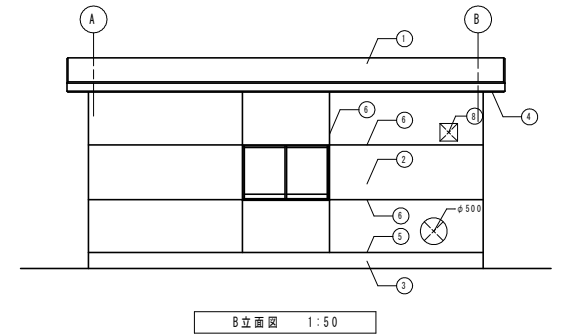
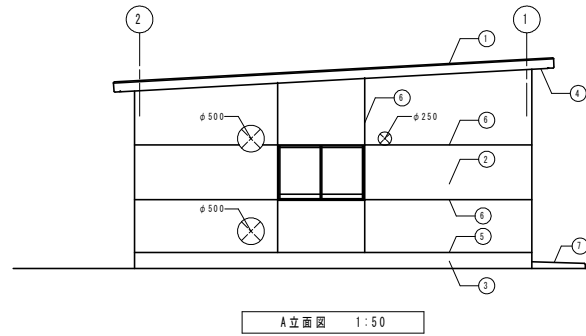
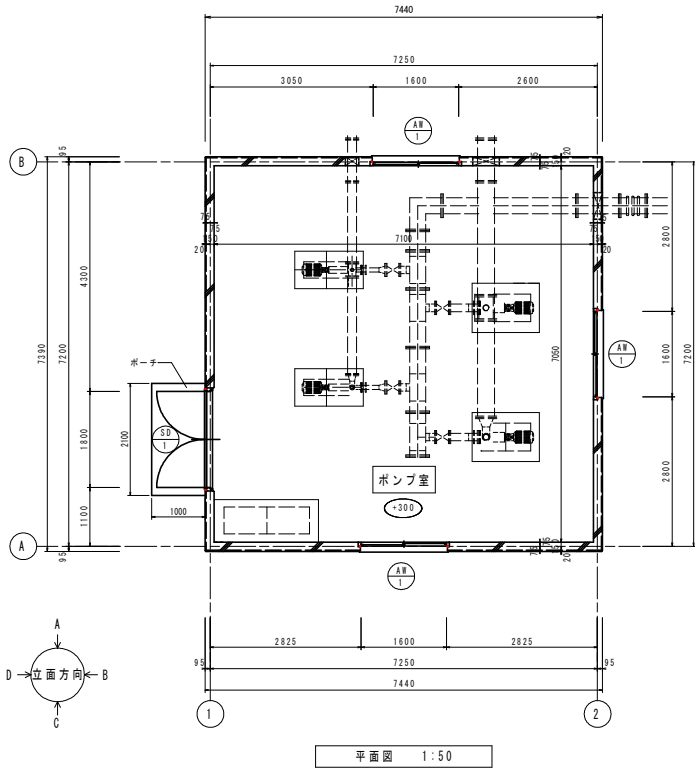
揚水機場縦断面図

S=1/100



工事名	R6徳耕 地次 下板 山の手工区排水機場建設工事 (掘削手確保型)		
路線名等	下板地区		
工事箇所	板野郡松深町		
図面名	排水機場縦断面図		
縮尺	1:100	図面番号	2 / 7
会社名			
事業者名	徳島県東部農林水産局<徳島>		

操作室 一般図 S=1:50



外部仕上	
屋根	コンクリート直均し仕上げ 金ごての上、塗膜防水X-2
軒	コンクリート打放し (C種) の上、外装塗装材E
外壁	コンクリート打放し (B種) の上、複層塗材E
巾木	コンクリート打放し (B種)
備考	

内部仕上	
天井	コンクリート打放し (C種)
内壁	コンクリート打放し (B種)
床	コンクリート直均し仕上げ 金ごて (機械工事)
備考	梁型: コンクリート打放し (D種) 増打10mm
	吊フック: 既製品 SUS製 φ19 スラプ付 (吊り荷重10kN)

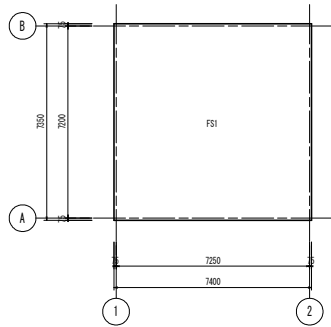
建築面積・床面積	
7.25 × 7.20 = 52.200	52.20m ²

建具表 1:50				
記号・名称	開閉方式	1か所	アルミ製引き違い窓	3か所
窓				
枠見込	130 (厚50)		70	
材質	DP塗装		B-1種	
ガラス	-		網入り型紙ガラス t=6.8	
金物	グレモンハンドル (シングル錠) ドアクローザー (ストップ装置付) フランシス落とし あり止め (2か所) ステンレス製丁番 付属金物一式 ステンレス巻掛 (SUS304 t=2.0) ガラリ (防虫網付き) 開口率30%		付属金物一式 アルミ水切り クレセント	

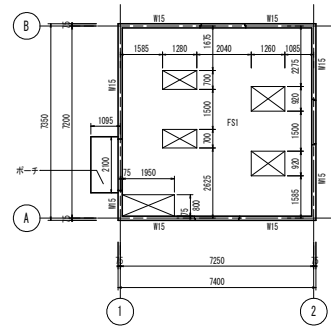
立面図凡例	
①	コンクリート直均し仕上げ 金ごての上、塗膜防水X-2
②	コンクリート打放し (B種) の上、複層塗材E
③	コンクリート打放し (B種)
④	コンクリート打放し (C種) の上、外装塗装材E
⑤	打鍵目地 PU-2 20×10
⑥	化粧目地
⑦	コンクリート直均し仕上げ 金ごて
⑧	換気扇φ300 (躯体開口: 330×330)

工事名	R6徳耕 地次 下板 山の手工区排水機場建設工事 (担い手確保型)
路線名等	下板地区
工事箇所	板野郡松深町
図面名	操作室一般図
縮尺	1:50 図面番号 3 / 7
会社名	
事業者名	徳島県東部農林水産局<徳島>

操作室 構造図(1) S=図示

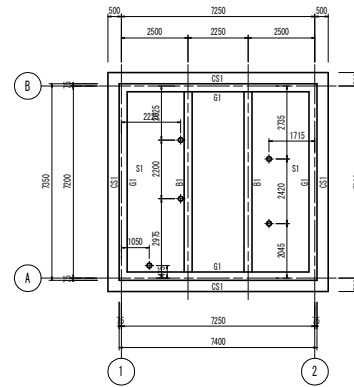


基礎伏図 1:100



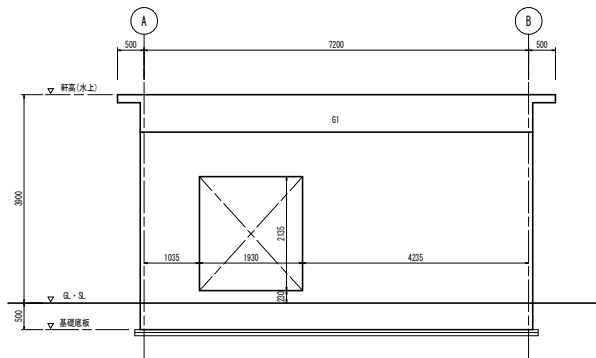
床伏図 1:100

⊠ 機械基礎を示す。(H=450)

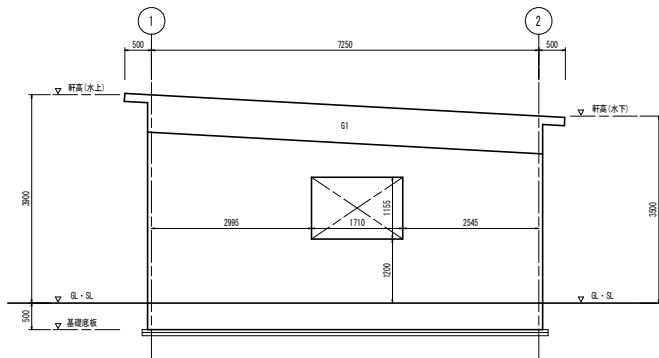


屋根伏図 1:100

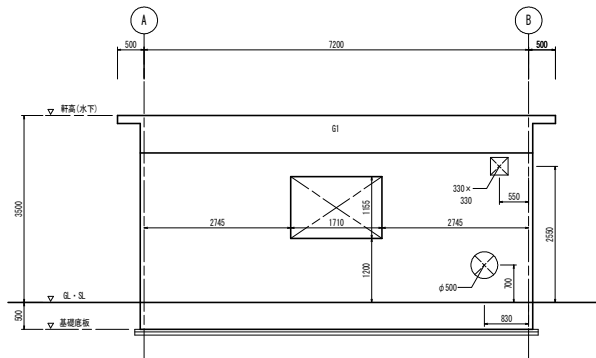
◆ 吊りフック：スラブ付 (吊り荷重10kN)



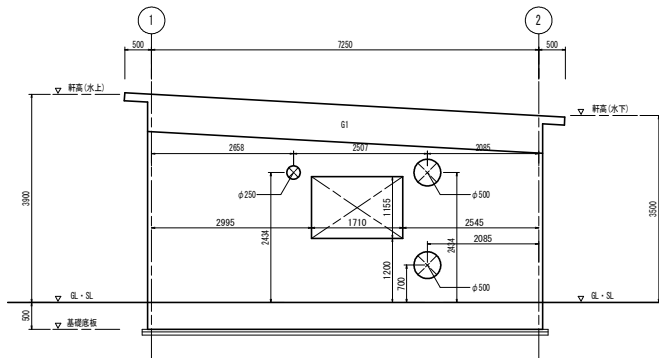
1通り軸組図 1:50



A通り軸組図 1:50



2通り軸組図 1:50



B通り軸組図 1:50

コンクリート	設計基準強度 FC 24N/mm ²
鉄筋	S2235 (JIS規格品) 縦手 墨丸継手

床版・スラブリスト

符号	床厚	位置	短辺方向	長辺方向	備考
FS1	500	上端	D16-@150	D16-@150	
		下端	D16-@150	D16-@150	
S1	150	上端	D10-@200	D10-@200	出隅補強筋 D10
		下端	D10-@200	D10-@200	
CS1	150	上端	D10-@200	D10-@200	軒先補強筋 D13
		下端	D10-@200	D10-@200	
ホーチ	150~180	上端	D10-@200	D10-@200	端部補強筋 D13
		下端	D10-@200	D10-@200	

壁梁リスト 1:30

符号	G1	B1	
位置	全断面	端部	中央
E×D	300×700	300×600	
上端筋	2-D16	3-D16	3-D16
断面			
巾止め筋	D10-@1000		
下端筋	2-D16	2-D16	5-D16
スターアップ	□-010@200	□-010@200	
腰筋	2-D10	2-D10	

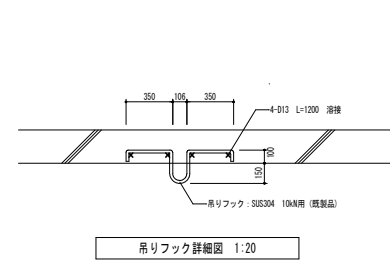
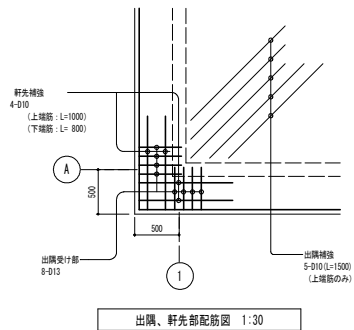
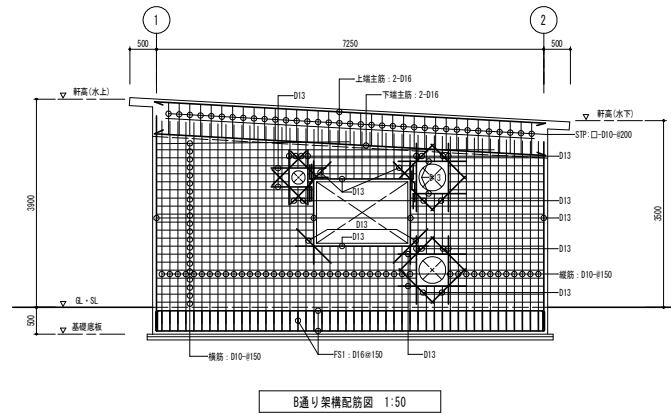
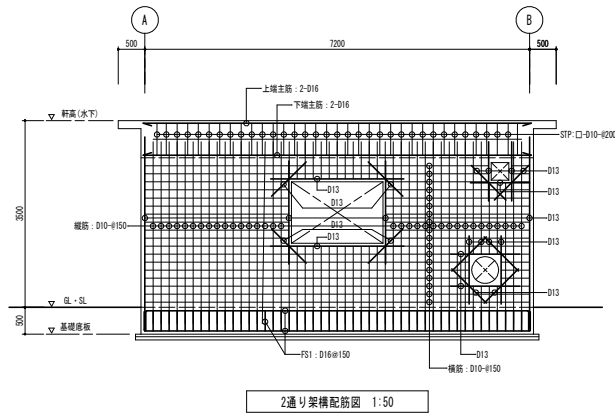
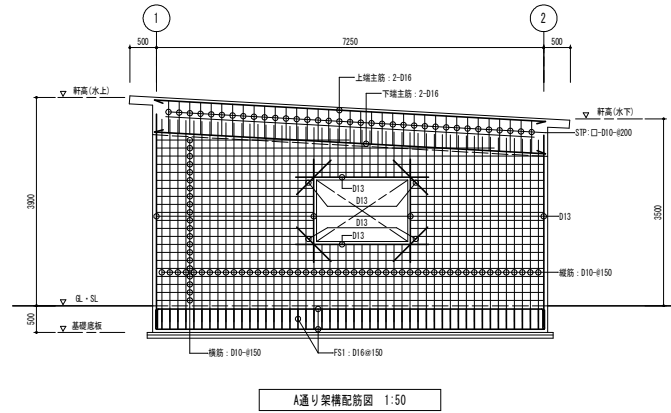
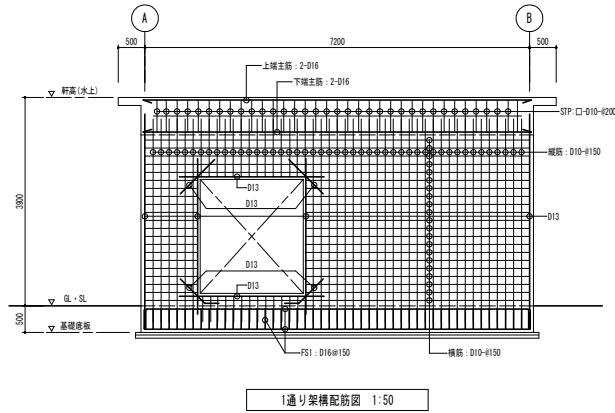
壁リスト 1:30

符号	W15	開口部補強要領
位置	全断面	
断面		
縦筋	D10@150 シングル	
横筋	D10@150 シングル	
開口部	タテ	1-D13
補強筋	ヨコ	1-D13
	ナメ	1-D13

伏図・軸組図共通事項 (特記なき限り下記による)	壁開口を示す。
◆	機械搬入吊りフック スラブ付
FS1天端はGL±0とする。	
基礎埋はGL-500とする。	
FS1部：平面荷重試験による降伏点荷重が $q_t \times q_t = 100\text{N/m}^2$ または最大荷重強度が $q_t \times q_t = 150\text{N/m}^2$ であることを確認する。 (長期許容地耐力 $q_t = 50\text{N/m}^2$)	

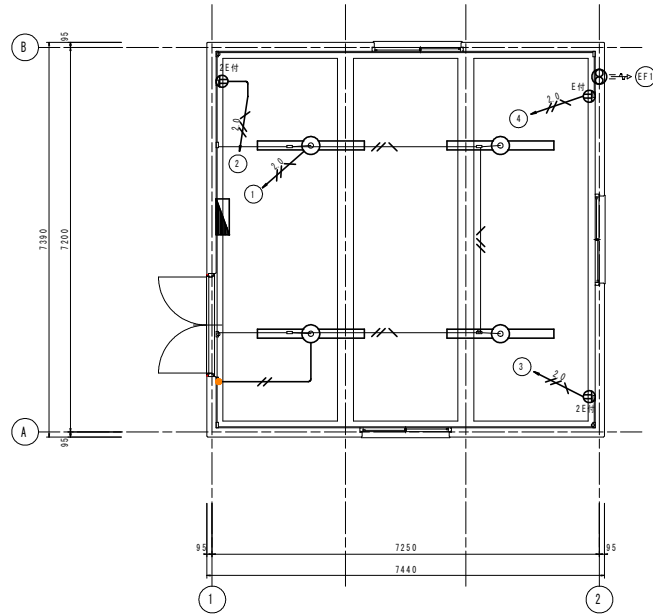
工事名	R6徳耕 地次 下板 山の手工区排水機場増建工事 (掘削手確保型)
路線名等	下板地区
工事箇所	板野郡松沢町
図面名	操作室構造図 (1)
縮尺	図示 図面番号 5 / 7
会社名	
事業者名	徳島県東部農林水産局<徳島>

操作室 構造図(2) S=図示

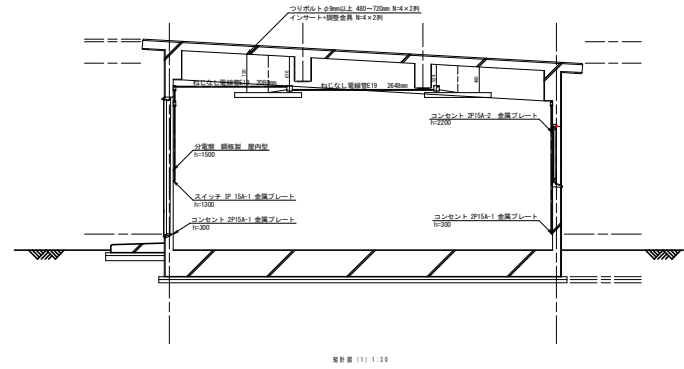


工事名	R6徳耕 地次 下板 山の手工区排水機増設工事 (掘り手確保型)		
路線名等	下板地区		
工事箇所	板野郡松深町		
図面名	操作室構造図(2)		
縮尺	図示	図面番号	6 / 7
会社名			
事業者名	徳島県東部農林水産局<徳島>		

操作室 電気図 S=1:50

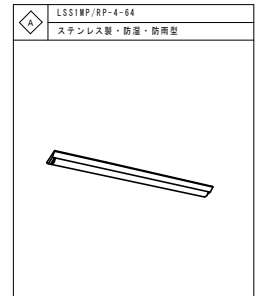


電気設備平面図 1:50



断面図 (1):1:20

照明器具姿図



機器表

記号	機器名称	台数	機器仕様・付属品	電源	備考
Ⓔ	有圧換気扇	1	壁取付機、羽根径φ300 ステンレス製ウェザーカバー（防虫網付） 取付枠、電動シャッター、付属品共	1φ100V	
			必要風量：900m ³ /h 消費電力：65W		

※消費電力は参考値とする。

電灯盤仕様リスト

記号	L-1	特記事項	●を本工事に適用する。
形式	分電盤	1. 屋主要材質	●銅板製、壁掛型 指定色仕上
主幹器具	MCCB 3P 50/30	2. その他	分電盤までの引込及び保安用接地は機械電気設備工事とする。
負荷合計	1φ2W: 1056 (VA)		

NO	分岐用遮断器			電圧 (V)	負荷名称	負荷容量 (VA)
	MCCB	ELCB	容量			
①		2P	30/20	100	ポンプ室内LED照明	256
②		2P	30/20	100	ポンプ室内コンセント	100
③		2P	30/20	100	ポンプ室内コンセント	100
④		2P	30/20	100	ポンプ室内コンセント (換気扇)	100
⑤		2P	30/20	100	予備	500
⑥		2P	30/20	100	予備スペース	

凡例	名称	備考
	分電盤 銅板製 壁内壁掛型	床上~中心 1500
	LSS1WP/RP-4-64	
	スイッチ IP15A-1 金属プレート	床下~中心 1300
	コンセント 2P15A-2 金属プレート	床下~中心 300
	コンセント 2P15A-1 金属プレート	床下~中心 2200

配管記号	仕様	露出
	IE2.0×2 E2.0 (E19)	露出
	IE1.6×2 E1.6 (E19)	露出
	IE1.6×2 (E19)	露出

工事名	R6徳耕 地次 下板 山の手工区排水機場建設工事 (掘削手続保証)
路線名等	下板地区
工事箇所	板野郡松深町
図面名	操作室電気図
縮尺	1:50 図面番号 7 / 7
会社名	
事業者名	徳島県東部農林水産局<徳島>